

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	おにの家	種別	就労継続支援 B 型
代表者	尾島茂	管理者	鈴木幸子
所在地	熊谷市板井 1220-1	電話番号	048-536-1344

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3-3に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、責任者会議とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

施設長及び責任者会議の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 <input type="checkbox"/> 体制整備 責任者 = 尾島茂 代行者 = 鈴木幸子・松村理香 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定 尾島茂 鈴木幸子 松村理香 <input type="checkbox"/> 役割分担 味噌養鶏班 = 鈴木幸子 喫茶店舗班 = 松村理香 仕込み班 = 野部由希子	様式 1
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 ・責任者会議メンバー6名 <input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 ・病院、保健所、行政との連絡は、施設長及び各班長で意思統一し、手分けする。 ・家族との連絡は、各班で責任を持つ。 <input type="checkbox"/> 報告先リストの作成・更新 ・電話番号、メールアドレス等を記入。作成は事務方に依頼する。	様式 2

<p>(3) 感染防止に向けた 取組の実施</p>	<p>必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・必要だと思う情報を全員で集め、責任者会議に集約する。 □ 基本的な感染症対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用 <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い・うがい・痰エチケットの励行。 （痰エチケットとは、感染が拡大しないよう、症状の有無に拘わらず普段から咳やくしゃみの飛沫が人にかからないよう配慮すること。） ・3密を避ける（密室、密閉、密集、ソーシャルディスタンス等） ・利用者家族等との連絡方法の整理。 ・職員に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育。 □ 利用者・職員の体調管理 <ul style="list-style-type: none"> ・職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備 ・その他、体調について報告を受ける体制の確保 □ 事業所内出入り者の記録管理 <ul style="list-style-type: none"> ・来所者向け検温ルールの整備 	<p>様式3 様式8</p>
<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 保管先・在庫量の確認、備蓄 <ul style="list-style-type: none"> ・会議で検討し、日頃から備蓄に努める。 □ 委託業者の確保 要検討 	<p>様式6</p>
<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に協力を依頼し、職員の確保に努める。 □ 相談窓口の設置 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関とも相談し、個々の利用者の要望に応えるようにする。 	
<p>(6) 業務調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認 ・個々の事案ごとに検討する。 <input type="checkbox"/> 業務内容の調整 ・責任者会議及び緊急の場合は会議メンバーで調整する。 	様式7
<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> BCP の共有 ・全職員で共有できるように努める。 ・研修会を開催する。 <input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修 ・要検討 <input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練 ・計画的を立て、訓練する。 	
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 課題の確認 ・訓練の実施後、課題の洗い出しと次回の訓練の生かす方法を考える。 <input type="checkbox"/> 定期的な見直し ・要検討 	

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

施設長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	尾島茂、鈴木幸子	松村理香
医療機関、受診・相談センターへの連絡	野口恵子	村田智恵子
利用者家族等への情報提供	鈴木幸子、松村理香	野部由希子
感染拡大防止対策に関する統括	松村理香	湯沢夏菜

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 管理者へ報告 ・尾島茂及び鈴木幸子に第一報を寄せる。 <input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・熊谷医療生協又は高津江南クリニックに相談。 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 ・責任者会議メンバーを中心として全員に連絡。 <input type="checkbox"/> 指定権者への報告 ・埼玉県障害者支援課（北部福祉事務所）に連絡。 ☎0495-22-6154 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所への報告 ・各利用者さんの相談支援センターに連絡。	様式 2

	<input type="checkbox"/> 家族への連絡 ・各班の班長・副班長が連絡。	
(2) 感染疑い者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> サービス休止 ・感染疑い者のサービス利用の停止。 <input type="checkbox"/> 医療機関受診 ・各家庭に医療機関受信を促すとともに、協力する。	
(3) 消毒・清掃等の実施	<input type="checkbox"/> 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認 ・保健所の指導を仰ぎ事業所の消毒を行う。	

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	尾島茂	鈴木幸子
関係者への情報共有	鈴木幸子	松村理香
再開基準検討	尾島茂	鈴木幸子

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整 ・施設長及び各班の班長で相談の上連絡調整を行う。	
<input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討 ・個別に対応を検討。	
<input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 ・個別に対応を検討。	
<input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明 ・個別に対応を検討。	
<input type="checkbox"/> 再開基準の明確化 ・施設長及び各班の班長で相談の上再開する。	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	鈴木幸子	松村理香
関係者への情報共有	鈴木幸子	松村理香
感染拡大防止対策に関する統括	鈴木幸子	松村理香
勤務体制・労働状況	鈴木幸子	松村理香
情報発信	野部由希子	湯沢夏菜

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 ・濃厚接触者または疑いのある利用者および従事者は感染症対応（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リストを作成し報告する。 <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ ・感染拡大防止体制を整えるため、感染対策の指示を仰ぎ、早急に感染拡大防止に努める。	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 ・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認。 ・該当者に1週間の来所を禁止 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 ・自宅待機期間中に受け入れの調整をする 【職員】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 ・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認 ・該当者に1週間の来所を禁止	

(3) 防護具・ 消毒液等の確保	<input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 ・消毒作業に必要な量の防護具・消毒液等を用意しておく。 ・委託業者の稼働状態の把握に努める。 <input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認 ・防護具・消毒液は「アスクール優先供給」サイトを通じ、調達する。急を要する時は、地域の福祉サービスに援助を求める。	様式 6 様式 2
(4) 情報共有	<input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 ・再感染者を発生させない為にも事業所、法人内の人物一人ひとりに情報の共有をしっかりと行う <input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 ・再感染者が発生しないように、また安心安全に利用していただく為にも感染拡大防止策等について、常に報告や開示ができるよう体制を整えておく。 <input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 ・必要な情報をすぐに伝達できるような体制を整える。 <input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 ・場面ごとに必要な関係業者をリスト化する。	様式 2
(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応	<input type="checkbox"/> 労務管理 ・出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討・シフト変更。 ・職員の現在の出勤状況と今後の出勤可能性を検証。 <input type="checkbox"/> 長時間労働対応 ・勤務時間管理をしっかりとやる。 ※長時間労働を余儀なくされる状況が一定期間続く場合、状況に応じて、以下のように対応。 ・週に1日は完全休日をもうけるようシフトを組む（毎週日曜日） ・ひと月あたりの残業が80時間を超える者に対して、医師による面談・健康状態等へ助言を実施。等 <input type="checkbox"/> コミュニケーション ・日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。	

(6) 情報発信	<input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 ・施設長が対応する。	
----------	--	--

<更新履歴>

更新日	更新内容
2023年7月29日	作成
2024年2月10日	更新

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）